

平成 25 年度士別市消費者教育支援プログラム

高等学校実施要項

1. 要 旨

消費者・食育・安全等に関する学習の充実を重点専攻として加えられた学習指導要領の改訂、さらに、昨年 12 月消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成などを基本理念に「消費者教育推進法」が施行されています。

このことから、地方公共団体には国の基本理念に基づき消費者教育推進に関する施策を策定・実施することが求められています。

そこで、当市では小中高生の発達段階に応じた教育の確保、研修の充実、人材の活用など、学校における消費者教育を推進するための「消費者教育支援プログラム」を策定しました。

この授業プログラムを実践し、児童・生徒が消費生活及び社会問題等の学習をとおし生涯にわたり賢い消費者への一歩を踏み出すことをとともに、良き社会人・家庭人・職業人となることを目的とします。

2. 申込窓口

実施機関

土別地区広域消費生活センター

〒095-8686

士別市東 6 条 4 丁目 士別市役所市民部環境生活課

- ・電話 23-3820(直通) 23-3121(内線 2224)
- ・FAX 23-4790
- ・e-mail kankyo@city.shibetsu.lg.jp

3. 派遣費用

無料

4. 支援プログラム一覧

●教科の選択

次の支援プログラムの中から各学校が選択します。

他に希望のある時は別途協議となります。

●講師の決定

士別市消費生活相談員及び弁護士以外の講師については、回数に制限があり重複時等は別途協議となります。

●使用する資料

「くらしのノート」(中・高校生版)

発行：士別地区広域消費生活センター（平成 24 年 3 月）

その他教材

●担当する講師

①年間を通し派遣可能

弁護士・市担当職員・士別市消費生活相談員

②要調整・協議

道立消費生活センター・外部講師

(2) 高校生

■ 「安全」に関する目標と学習内容

- 商品(食品を含む)の安全性等に関する情報を確認し、生命・健康への影響に配慮して、商品を選択・利用できる。
- 商品による事故・危害に適切な対処ができる。
- 安全に暮らせる社会を目指し、消費者の安全を確保するために協力して取り組むことができる。

| 具体的な目標 | 学習内容 |
|---|---|
| ①日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解して、集めた情報の中から、安全な商品を選び適切な扱いができる | <ul style="list-style-type: none">製品の正しい使用方法やマーク等を無視した誤った使用は危険である事を理解する製品に付与された安全のマーク(SGマークなど)や警告マークの意味や特徴などについて理解する食品表示(JASマーク)や、アレルギー物質などに関する正しい知識を理解する食品表示の安全について興味関心を持つ防災製品など、安全を守るための様々な製品の存在を知り、使い方を身につける |
| ②日用の商品による事故・危害に応じた相談機関を利用できる | <ul style="list-style-type: none">安全に問題がある製品や食品等に接した場合、身近な人に相談する習慣を身につける製品の安全に関する相談機関やPLセンター等の存在や役割を理解する安全に問題がある製品や食品等に接した場合、クレームを出すことができることを理解する |
| ③商品の安全性、消費者の安全を確保するための取り組みを知り、法律や制度に关心を持つことができる | <ul style="list-style-type: none">製品の安全を確保するための取り組みや法制度(製造物責任法)について興味を持つ法律や制度が遵守されない場合、被害が発生することを理解する |

■ 「契約・取引」に関する目標と学習内容

- 自己の必要性を満たすために、適切に判断し、合理的な選択ができる。
- 家計を適切に管理し、合理的な生活設計やお金の使い方ができる。
- 契約の意味・内容や契約上の権利と義務を理解し、契約を誠実に履行できる。
- トラブルにあったときに適切な対処ができるとともに、安心して契約・取引ができる社会を目指し、協力して必要な取り組みができる。

| 具体的な目標 | 学習内容 |
|--|---|
| ①日用の商品を買う時に、必要性や価格・品質などを比較検討して選択できる | <ul style="list-style-type: none">身の回りの商品を買うときに必要なものと、必ずしも必要ではないが欲しい物を分別する習慣を身につける身の回りの商品について必要性や付加価値等の費用対効果を検討する習慣を身につける必要性や欲求の度合いに応じて商品を探し、価格や品質の関係を考える習慣を身につける |
| ②家計や将来の生活を考えて、買い物の購入計画を立てたり、貯金などを有効に活用できる | <ul style="list-style-type: none">お金について、計画的な使い道を考えて使用する習慣を身につける生活設計をしっかりと立て、預貯金やローンを適切に活用することの大切さを理解する生活上のリスクを知るとともに、保険の活用を理解する株式など金融商品について、特徴やリスクとリターンについて理解する |
| ③契約の意味と基本的なルールや仕組み(契約当事者としての権利と義務等)を理解し、適切な消費行動ができる | <ul style="list-style-type: none">契約の意味や基本的な法律(消費者契約法等)について理解するお金の役割や契約、カード・金利など、現代社会における金融経済の仕組みの基礎を理解する |
| ④契約・取引のトラブルに遭ったときに、消費者のための法律・制度を活用したり、身近な人や相談機関に相談することができる | <ul style="list-style-type: none">契約・取引でトラブルに遭ったときや不安を感じた際、身近な人に相談する習慣を身につける契約・取引に関するトラブルの際、相談する機関が存在することを理解する |

■ 「情報」に関する目標と学習内容

- ・情報通信を消費生活の向上に役立てることができる。
- ・個人情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる。
- ・知的財産権に配慮して、他人の創作物などを利用できる。

| 具体的な目標 | 学習内容 |
|--|--|
| ①情報通信の利便性を理解し、情報の収集・発信などの際に情報通信を適切に活用できる | <ul style="list-style-type: none">・パソコンやインターネット機器を活用した情報通信の基礎を理解し、情報収集する力を身につける・情報通信の利便性とともに、危険性を理解する・情報通信等を通じて、個人や組織の情報発信や意思疎通を図ることができることを理解し、その技能を身につける・インターネットを利用する際の最低限知っておくべきルールやマナーを身につける |
| ②情報の収集・発信の際に起こる問題や解決方法などを理解して、個人情報を適切に管理し、自他の権利や利益に配慮して情報通信を適切に活用できる | <ul style="list-style-type: none">・自分の個人情報を守る意識を身につける・情報通信の利便性とともに、危険性を理解する・インターネットを利用する際の自他の権利などの法律や制度等を理解する |
| ③作品や商品には知的財産権があり、法律で保護されていることを理解し、知的財産権に配慮して他人の創作物などを利用できる | <ul style="list-style-type: none">・知的財産権について、基礎的な概念を理解する・インターネット等の情報通信を利用する際に、知的財産権に関する注意点を理解する・インターネット上のコピーの法的規制や、偽ブランドの違法性など、生活の中の知的財産権について考える習慣を身につける |

■ 「環境」に関する目標と学習内容

- ・商品の購入段階において、商品の環境に関する情報を確認し、環境への影響に配慮した商品を選択できる。
- ・商品の使用・廃棄段階において、物を大切にするとともに、消費生活が環境に及ぼす影響を認識し、適切な対処ができる。
- ・持続可能な社会を目指し、消費生活に関わる環境保全の取り組みに協力して取り組むことができる。

| 具体的な目標 | 学習内容 |
|---|---|
| ①日用の商品のマークや品質表示などの意味を理解し、環境に配慮した商品を選ぶことができる | <ul style="list-style-type: none">・環境に配慮した商品の分類や表示マークの特徴や意味を知り、その商品が環境に対してどのような効果や影響を及ぼしているのかを理解する・日用品を提供する企業の環境への取り組みについて知り、環境に配慮した製品について理解する |
| ②消費生活が環境に影響を及ぼす影響を理解し、日用の商品の使用・廃棄について適切な対処ができる | <ul style="list-style-type: none">・消費生活と環境との関係性や商品の適切な使用・廃棄方法を身につけるとともに、それが環境に対してどのような影響を及ぼすのかを理解する。・省エネに配慮した商品の使用やごみの分別など日常生活での環境に配慮した習慣を身につける。・循環型社会を形成するために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の原則を理解する・ライフサイクルアセスメントの考え方を理解する |
| ③身の回りで取り組まれている環境保全活動の方法を話し合ったり、参加したりすることができる | <ul style="list-style-type: none">・地域で行われている様々な環境保全活動内容に興味を持つ・身の回りで取り組まれている環境保全活動のうち、興味ある分野に参加する習慣を身につける |
| ④国内や国際的・地球規模の環境問題と消費生活との関連に关心を持ち、それらに関わる環境保全活動に参加・協力できる | <ul style="list-style-type: none">・企業の社会的責任や環境問題に対する情報を収集あるいは体験し、取り組み内容の必要性を理解する・地域の環境問題に関する社会的な取り組みの必要性を理解する・また興味のある分野の活動に参加する習慣を身につける・環境問題に関する講座や環境に関するボランティア活動などにおいて、環境問題に対する社会的な取り組みの必要性を理解し、次世代へのつながりの重要性を理解する |

士別市消費者教育支援プログラム(高校生)

| No. | 授業内容 | 領域 | 形態・資料・教材 | 時限 | 対象学年 | 予定講師 |
|-----|---|------|---|-----|-------|-----------------------------------|
| 1 | ●安全・安心な生活のために 製品を正しく使って事故を防ごう・製品事故を防ぐためのマーク | 安全 | ★製品実験 くらしのノート P30～P33 | 1～2 | 1～3学年 | 道立消費生活センター・製品評価技術基盤機構・士別消防署他事業所など |
| 2 | ●食生活の安全 「食品成分と表示～食品着色料を調べてみよう」 | 安全 | ★食品実験 くらしのノート P34～P45 | 1～2 | 1～3学年 | 道立消費生活センター・消費生活相談員など |
| 3 | ●食生活の安全 「食品成分と表示～清涼飲料水を調べてみよう」 | 安全 | ★食品実験 くらしのノート P34～P45 | 1～2 | 1～3学年 | 道立消費生活センター・消費生活相談員など |
| 4 | ●健康な食生活を送るために 「バランスを考えた食生活～栄養素の種類と特徴」 | 安全 | くらしのノート P46～P47 | 1～2 | 1～3学年 | 士別市保健師・農政事務所職員など |
| 5 | ●健康な食生活を送るために 「正しく知ろう！食中毒」 | 安全 | くらしのノート P46～P47 | 1～2 | 1～3学年 | 保健所職員など |
| 6 | 私たちもみんな消費者です！ 消費者の「権利」と「責任」 契約について | 契約取引 | ★教材学習（パワーポイント） くらしのノート P4～P9 | 1～2 | 1～3学年 | 弁護士・士別市消費生活相談員 |
| 7 | ●契約ってなんだろう 君ならどうするこんな時 契約の仕組みと悪質商法 「契約クイズ」 | 契約取引 | ★教材学習 (クイズ学習・ロールプレイ) くらしのノート P6～P17 | 1～2 | 1～3学年 | 市消費生活相談員 |
| 8 | ●悪質商法の被害者にならないために 「悪質商法対策ゲーム」 | 契約取引 | ★教材学習 くらしのノート P10～P17 | 1～2 | 1～3学年 | 市消費生活相談員 |
| 9 | ●お金について考えてみよう 金銭教育 「ライフサイクルゲーム(生涯設計のススメ)」 | 契約取引 | ★教材学習 くらしのノート P22～P29 | 1～2 | 1～3学年 | 市消費生活相談員 金融事業所 |
| 10 | ●お金について考えてみよう ローン・クレジットの仕組みを理解しよう | 契約取引 | くらしのノート P26～P29 | 1～2 | 1～3学年 | 金融事業所・ファイナンシャルプランナー・士別市消費生活相談員 |
| 11 | ●多重債務におちいらないために 利息の意味と計算方法 それでも多重債務になってしまったら | 契約取引 | くらしのノート P24～P29 | 1～2 | 1～3学年 | 金融事業所・ファイナンシャルプランナー・士別市消費生活相談員 |

| | 授業内容 | 領域 | 形態・資料・教材 | 時限 | 対象学年 | 予定講師 |
|----|--|----------------|---|-----|-----------------------------|-------------------------|
| 12 | ●見えない相手にご用心 ネット被害にあわないために ビデオ「しまった！こまつ た！だまされた!？」 | 契約 取引 情報 | ★教材学習(ビ デオ学習)・くら しのノートP18 ～P21 | 1～2 | 1～3学年 | 市消費生活相談員・外部 講師ほか |
| 13 | ●土別市のごみ処理 環境問題「3Rと省エネルギー」 | 環境 | くらしのノート P50～P54 | 1～2 | 1～3学年 PTA・教員・生 徒合同研修会 | 市環境生活課職員・市消 費生活相談員ほか |

■特別授業

| No. | 授業内容 | 領域 | 形態・資料・教材 | 時限 | 対象学年 | 予定講師 |
|-----|--|----------------|-------------------------------------|----|-------|-------------------------|
| 14 | ●インターネット・携帯電話の知識(専門家による特別授業) (当市で日程を決定し希望学校を巡回・回数に制限あり) | 契約 取引 情報 | ★専門家による 講義 くらしのノート P18～P21 | 1 | 1～3学年 | インターネット・携帯電 話専門家外部講師 |

■支援プログラム活用教材

| | | |
|-------|------------------------|---|
| No.6 | 「契約ってなんだろう」 パワーポイント | 契約の仕組みを知り、インターネットトラブルや悪質商法手口の対処法を学びます。 |
| No.7 | 契約クイズ | クイズを通して契約や必要な法律(クーリング・オフ・消費者契約法)を学びます。 |
| No.8 | 悪質商法対策ゲーム | 悪質商法の事例と対処・対策についてすごろくとカードを用いたゲームを楽しみながら学べる教材です。 |
| No.9 | ライフサイクルゲーム(生涯設計のススメ) | ゲームを通し、楽しみながら人生のライフイベントを経験し、その過程で消費者被害などのリスクに気づき、実際の生活に役立てることを学習する教材です。 |
| No.12 | ビデオ「しまった！こまつた！だまされた!？」 | インターネットとマルチ商法をテーマに、契約トラブル事例と対処方法を学ぶアニメビデオ。トラブルの対処法をみんなで考える学習です。 |